

寒河江市選挙管理委員会告示第52号

寒河江市の投票区及び投票の区域を次のように定める。

令和7年11月6日

寒河江市選挙管理委員会

委員長 高橋達也

寒河江市の投票区及び投票の区域

寒河江市の投票区及び投票の区域（平成28年5月17日選挙管理委員会告示第8号）の全部を改正する。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により寒河江市の投票区及び投票の区域を次のとおり定める。

| 投票区名 | 区 域 |
|--------|---|
| 第1投票区 | 洲崎、六供町1、六供町2、六供町3、3、緑町1、緑町2、緑町3、緑町4、仲田、西寒河江、4、5、6、8、上町、八幡町、長岡町、中央工業団地 |
| 第2投票区 | 20、21、25の甲、幸町、十日市場、27、道場小路、南町、丸内、矢の目、七日町、ほなみ、東内楯、中内楯、南内楯、新宿、桜小路、越井坂1、越井坂2、東新山、越井坂3、新山 |
| 第3投票区 | 高田団地、末広町1、末広町2、つばめ、末広町3、末広町4、栄町1、栄町2、さくら町、みずき、日の出町 |
| 第4投票区 | 陵南町1、陵南町2、陵南町3、陵南町4、陵南町5、陵南アパート、船橋2、船橋東、船橋西、船橋中、船橋南、元町1、元町2、元町3、元町4、元町5、元町6、元町7、元町8、元町9、元町10、美原町1、美原町2、若葉町1、若葉町2、若葉町3 |
| 第5投票区 | 山岸南、山岸、石持、石持2、丑町1、丑町2、横町、新町1、新町、西の町、駅前1、駅前2、中央1、中央2、中央3、中央4、中央5 |
| 第6投票区 | 本楯1、本楯2、本楯3、本楯4、本楯5、花楯町、高田新町 |
| 第7投票区 | 高屋1、高屋2の1、高屋2の2、高屋3、高屋4、西浦1、西浦2、島5、曙町、寿町、皿沼1、皿沼2、皿沼3 |
| 第8投票区 | 島1、島2、泉町、南新町 |
| 第9投票区 | 34、35、東町、君田町、住吉町、十二小路、仲、北、石川、下河原上、下河原下 |
| 第10投票区 | 宝西、宝東、高貝、城之内、高田、馬寄、田中、ひがし団地 |
| 第11投票区 | 柴橋1、柴橋2、柴橋3、柴橋4、柴橋5 |
| 第12投票区 | 落衣1、落衣南町、内の袋、金谷1、金谷2、金谷3、金谷4、金谷5、中郷8、長生園 |
| 第13投票区 | 木の沢、松川東、松川西 |
| 第14投票区 | 平塩1、平塩2、平塩3、平塩4、平塩5、平塩6、平塩7、平塩8 |
| 第15投票区 | 中郷1、中郷2、中郷3、中郷4、中郷5、中郷6、中郷7 |
| 第16投票区 | 米沢、高松、中新田 |
| 第17投票区 | 鹿島、下八鍬、上八鍬、臥竜橋 |
| 第18投票区 | 下谷沢、中谷沢、上谷沢、新田 |
| 第19投票区 | 鬼越、南坂、桜橋、田沢、橋本、下道、新御堂、上宿、東上宿、中宿、下宿、箕輪、醍醐 |
| 第20投票区 | 陣ヶ峰、新町1、新町2、新町3、中町、上町、麓下、麓 |

| | |
|----------|-------------------------------------|
| | 中、麓上、地福田、楯、しらいわ、さがえ、さくら、留場下、留場中、留场上 |
| 第 21 投票区 | 上野下、上野上、宮内 |
| 第 22 投票区 | 笈合、幸生中、幸生上、柳ノ沢、畠 |
| 第 23 投票区 | 前田代下、前田代上、宮沢、行沢、葉の木 |
| 第 24 投票区 | 下河原、寒河江学園、中河原、上河原、いずみ、道生、雲河原、入倉 |

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 7 年 11 月 1 日から適用する。